

補助金等取扱基準

補助金等の名称	保育環境改善等事業補助金
補助事業等の標目	保育環境の改善を図り、安心して子育てができる環境を整備する。
補助事業等の対象者	次に掲げる者であって、保育環境改善等事業実施要綱（平成29年3月31日付け雇児発0331第30号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に定める事業を行うもの (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定により私立保育所を運営している社会福祉法人 (2) 児童福祉法第34条の15第2項の規定により事業所内保育事業を行う者 (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の規定により認定こども園を運営している学校法人又は社会福祉法人
補助対象経費	保育対策総合支援事業費補助金交付要綱（平成30年10月17日付け厚生労働省発子1017第5号厚生労働事務次官通知。以下「交付要綱」という。）に定める保育環境改善等事業の実施に必要な経費とする。
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	交付要綱に定める基準額と補助対象事業の実支出額から寄付金等の収入を減じた額のいずれか低い額の10分の10 【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】
補助事業等の評価	保育環境改善等事業補助金交付申請書、保育環境改善等事業補助金実績報告書により、事業内容を審査の上、担当部署により効果を評価する。
補助事業等の開始時期	令和2年3月12日
補助事業等の終了時期	【終了時期が3年を超える場合の理由】 国、県及び市がそれぞれの負担割合で補助金を交付する国の事業であり、同事業が終了するまで継続する必要があるため。
情報の公表の方法等	補助事業者、補助事業の内容、補助金交付金額、評価内容を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	

<p>提 出 書 類</p>	<p>1 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 保育環境改善等事業補助金交付申請書</p> <p>(2) 保育環境改善等事業補助金所要額調書</p> <p>2 補助金の交付を受けた者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 保育環境改善等事業補助金実績報告書</p> <p>(2) 保育環境改善等事業補助金精算額調書</p> <p>諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。</p>
<p>担 当 部 署</p>	<p>諏訪市 健康福祉部 こども課 保育係</p>

令和 2年 3月31日 制定（令和 2年 3月31日 施行、令和 2年 3月12日適用）